

平成31年度

大学入学者選抜改革推進委託事業

公募要領

平成31年1月

文部科学省

目 次

1	事業名	1
2	事業の趣旨	1
3	事業の内容	
(1)	事業内容	1
(2)	応募資格	3
(3)	対象経費	4
(4)	応募件数	4
(5)	事業期間	4
4	提出書類の作成・提出方法等	
(1)	提出書類	4
(2)	企画提案書の作成・記入方法	5
(3)	企画提案書の提出方法	6
(4)	企画提案書の提出場所及び問い合わせ先	7
(5)	企画提案書の提出期限	7
(6)	その他	7
5	説明会の開催日時及び開催場所	7
6	事業規模及び選定数	7
7	選定方法等	
(1)	選定方法	8
(2)	審査基準	8
(3)	選定結果の通知及び公表	8
8	誓約書の提出等	8
9	契約締結	8
10	スケジュール	8
11	その他	9

## 1 事業名

平成31年度「大学入学者選抜改革推進委託事業」

## 2 事業の趣旨

高大接続改革を実現するためには、高等学校教育と大学教育との間に位置する大学入学者選抜の改革が不可欠であり、各大学（短期大学も含む。以下同じ。）の入学者選抜において、「知識・技能」の十分な評価が行われるとともに、「思考力・判断力・表現力」や「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（以下、「主体性等」という。）に関する評価がより重視されることとなるよう、改革を進める必要がある。

本事業は、こうした背景を踏まえ、3（2）に示す大学入学者選抜に関する専門的・実証的な研究能力を有する機関に委託して、3（1）に示す特に「主体性等」に関する多面的・総合的な評価を行うための実践的で具体的な評価手法を構築し、その成果を全国の大学に普及することにより、各大学の入学者選抜改革を推進するものである。

## 3 事業の内容

### （1）事業内容

「主体性等」をより適切に評価するためには、高等学校が提出する調査書を積極的に活用することが有効であり、そのためには調査書の電子化が喫緊の課題とされている。そのため、本委託事業においては、電子調査書の普及と一般選抜においても電子調査書が効果的に評価できる環境整備及び調査書における評価の在り方の調査研究を実施する。

具体的には、受託機関が大学等と連携し、以下、Ⅰ．に記載する「調査書の電子化に係る課題」について、Ⅱ．に記載する調査研究を行い、電子調査書の普及及び電子調査書が効果的・効率的に作成し活用される環境を構築する。また、成果は全国の大学入学者選抜においても広く利用できるよう整理し公表する。

#### Ⅰ．調査書の電子化に係る課題

- ・重要性の高い個人情報である調査書データを扱うセキュリティ環境について、各大学・教育委員会・高等学校でその扱いや環境が異なる場合、全体としてのコストの無駄と電子化の普及の遅れが懸念
- ・調査書データが実際の一般選抜等で活用できるためには、記載する高等学校側と評価する大学側との間で記載方法等に関する共通認識が必要との指摘

## II. 調査研究事項

- ① 電子調査書を活用した評価モデルの検討（電子調査書を効果的・効率的に、高等学校側で作成し大学で活用できる電子調査書の在り方等検討）  
※高等学校・大学の両方の観点が入る検討体制を整備することが望ましい。
- ② 電子調査書授受（連携）システムの設計・構築の検討（セキュリティを確保する環境構築を含む）

### 【電子調査書授受（連携）システム】

- ・ 高等学校と大学の間において、本システムを利用（システム連携）し、出願者の電子調査書を授受する。
- ※ なお、校務システム等の整備状況が各教育委員会等により異なるため、電子調査書作成について、①校務支援システム内で作成（本事業では開発対象外）し、本システムを使って授受する場合と、②当面は本システム内で作成し授受する場合が想定されることから、本システムは両者へ対応することが望ましい。

- ③ （１）（２）に関する実証的検証（複数の大学・教育委員会・高等学校の連携の下、電子調査書を用いた入学者選抜の実施）
- ④ その他、調査書の電子化の推進を支援する仕組み・方策の検討

## III. 留意事項

- ① 高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）及び「平成33年（2020年）度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」（平成29年7月16日）で示された「主体性等」の評価に関する考え方や改善の方向性等とともに、次期学習指導要領などへの留意
- ② 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への配慮（クラウド等の活用も含め、データの利活用とセキュリティの確保の両立に向けた、当該ガイドラインの今後の検討の方向性を十分に踏まえること）
- ③ 予想されるシステム改修（調査書様式の見直し等）への配慮（例：調査書記載項目の定義体付与等、汎用性のある内容の検討）
- ④ 平成28年度～30年度大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の成果を踏まえた開発への配慮（「JAPAN e-Portfolio」の活用は可能であるが必須ではない）
- ⑤ 全国の各大学・教育委員会・高等学校等が、2022年度（2021年度実施）入学者選抜から電子調査書対応が可能となるよう配慮（各々の係るシステム改修・準備等に必要な情報（例えば、電子調査書授受（連携）システムと統合型校務支援システムの連携に関する仕様等）を適切な時期に公開する等）

- ⑥ 本委託業務は政府情報システムの整備及び管理に係るものであることから、その実施に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）を参照すること。
- また、情報セキュリティの確保のため、以下の関係文書に準拠すること。
- ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）（NISC）
  - ・ 安全なウェブサイトの作り方（IPA）
  - ・ SSL/TLS 暗号設定ガイドライン（IPA）

#### IV. 想定スケジュール

2019 年度（1 年目）	2020 年度（2 年目）
<p><b>【前半～】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子調査書を活用した評価モデルの調査研究</li> <li>○ 電子調査書授受（連携）システム設計・構築（セキュリティを確保する環境構築を含む）</li> </ul>	<p><b>【前半】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 年目の成果（課題）を踏まえたシステム等の改修</li> </ul>
<p><b>【後半】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の教育委員会と大学が連携し、電子調査書を活用した個別選抜の実施〈実証事業 1〉</li> </ul>	<p><b>【後半】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 年目の課題を踏まえた個別選抜〈実証事業 2〉の実施</li> <li>○ 電子調査書授受（連携）システムの成果普及</li> <li>○ 電子調査書を活用した評価モデルの成果の普及</li> </ul>

#### （2）応募資格

- 本事業に応募できる者は、国公立大学、独立行政法人、公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む一般社団・財団法人、調査研究機関（法人格を有しない団体を除く。以下「大学等」という。）とする。
- また、本事業は、入学者選抜の実施主体である大学と教育委員会及び高等学校との連携を必須とする。なお、連携する国公立大学、独立行政法人、公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む一般社団・財団法人、教育委員会、高等学校、学協会、調査研究機関（法人格を有しない団体を除く。以下「連携大学等」という。）の数について、特段の上限は設けない。
- 応募は、中心となる大学等（以下「代表大学等」という。）が代表となって、全ての連携大学等の長の了解を得た上で行うものとする。
  - 本事業の委託先として選定された場合は、代表大学等は共同で実施する旨の協定を連携大学等と速やかに締結し、委託契約の締結までに、代表大学等の長

から当該協定書を文部科学大臣宛に提出すること。

なお、委託契約の締結までに、連携大学等の構成に変更等が生じ、事業を遂行することが困難と判断される場合には、選定を取り消し、改めて選定を行う。

- 上記（１）に示す内容を実施する能力を有するとともに、次の全ての要件を満たす団体（法人格を有しない団体を除く。）とする。
  - ① 国内に事業所を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能なものであること。
  - ② 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ③ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### （３）対象経費

- 業務において必要となる経費（設備備品費、人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、再委託費）を対象とする。  
※調査研究と関係のない経費は対象とならない。

- 当該大学等において、文部科学省、その他行政機関が行う委託費や補助金による調査研究と同一の取組については応募することはできない。ただし、それらの調査研究の知見を活かした発展的な調査研究について応募を妨げるものではない。

### （４）応募件数

代表大学等として一つの大学等が応募できる件数は、１件とする。

### （５）事業期間

平成 31 年度～平成 32 年（2020 年）度（2 カ年事業（予定））。

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

## 4 提出書類の作成・提出方法等

### （１）提出書類

- ① 企画提案書（「3（１）事業内容」を実行するための具体的な計画等を記載した書類、最大 50 頁程度を目安とする）
- ② 事業概要を示した資料（A4 用紙 1～2 枚程度（様式任意））
- ③ 「大学入学者選抜実施要項」の遵守状況の根拠資料（入学者選抜実施要項等）

(2) 企画提案書（別添様式）の作成・記入方法

- ① 企画提案書の鑑文については、所在地、名称、代表者職名氏名を記載の上、押印する場合は公印を押すこと。また、正本以外は印影が複写されていればよく、新たに押印する必要はない。
- ② ワードプロソフトにて作成の上、10.5ポイント以上の文字で作成すること。
- ③ 「Ⅰ－２．事業の内容・計画・体制等」は、実施要項等に留意し、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ④ 「Ⅱ 再委託に関する事項」には、連携大学等に係る必要事項を記載すること。
- ⑤ 「Ⅲ 経費予定額」には、支出を予定している経費及び積算内容について、費目毎に記入すること。対象については下記注意事項に留意すること。なお、積算に当たっては、「Ⅰ 事業内容」との関係性を十分に考慮すること。また、「経費予定額」に計上した経費であっても、他のプログラム又は他の補助金・委託費等により経費措置を受けている場合、あるいは、今後受ける場合及び本事業に沿わない経費については、対象にならない。
- ⑥ 連携大学等で支出を予定している経費及び積算内容について、連携大学等毎に、「Ⅳ 再委託先内訳」を記入すること。対象については下記注意事項に留意すること。

**(委託費対象経費の記載上の注意)**

「費目」は必ず下記名称を用い、経費が発生しない場合は省略することとする。

○ 設備備品費

- ・ 事業内容に照らして、当然備えているべき機器・設備等は対象外とし、必要やむを得ない場合にのみ計上する。
- ・ 当該委託業務で取得する所有権移転の対象となる備品は、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械、装置、工具、器具、什器等とする。
- ・ 資産価値を増大する改造（機能向上）については、当該委託業務で取得した物品についてのみ対象とし、受託者が所有する物品の改造は認められない。

○ 人件費

- ・ 事業に必要な期間において、直接従事する者の雇用等経費を記載する。  
なお、「人件費付帯経費」は社会保険料雇用主負担、児童手当拠出金等の公租公課や職員の通勤に係る交通費等を記載すること。
- ・ 既に国費で人件費を措置されている職員等については計上できない。

○ 事業費

- ・ 事業を行うために必要な「諸謝金」、「旅費」、「借損料」、「消耗品費」、「会

議費」、「通信運搬費」、「雑役務費」等種別ごとに記載すること。

- ・「消費税相当額」には、人件費（交通費を除く）・諸謝金及び外国旅費（支度料と国内消費分を除く）等の合計額の8%を記載すること。

※ 課税対象経費は消費税を含めた金額で記載し、課税対象経費以外については消費税相当額を別途「消費税相当額」に記載すること。

※ 消費税の税率が変更となった場合は、その時点で契約変更の手続きを行う予定である。

#### ○ 再委託費

- ・本事業は、入学者選抜の実施主体である大学との連携により、専門的・実証的な調査研究を実施し、本事業の成果を各大学に普及させることを目的としているため、大学以外の第三者への委託（再委託）については、効率的・効果的な調査研究及び成果普及が期待できる場合に計上すること（なお、法人格を有しない団体に再委託することはできない。）。
- ・委託の目的を達成するために付随して必要となる印刷等の軽微な請負業務等は雑役務費とすること。

### （3）企画提案書の提出方法

下記留意事項に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で企画提案書を作成し、代表大学等の長から文部科学省高等教育局長宛に応募すること。

- ① 用紙サイズをA4縦判、横書きとする。
- ② 企画提案書の作成は、所定の様式によることとし、改変（項目の順序変更等）しないこと。
- ③ 企画提案書は、鑑文を除いて通しでページ番号を付すこと。また、余白を20mm程度空けること。
- ④ 提出方法は、電子データ及び紙媒体をそれぞれ以下の方法で提出期限までに提出すること（紙媒体及び電子データとともに締切り必着）。

#### 【電子データ】

- ・企画提案書等をPDF形式に変換して下記（4）のメールアドレスまで送信すること。
- ・送信メールの件名は「（機関名）大学入学者選抜改革推進委託事業企画提案書」とし、添付ファイル名は（機関名）を付すこと。
- ・電子データは合計10MB以下のデータ容量とすること。なお、10MBを超える場合は、メールを複数回に分割して送信すること。
- ・受信通知は、電子メールの到着後、翌営業日中に送信者に対して電子メールで返信する。

#### 【紙媒体】

- ・企画提案書等を20部（正本1部及び副本19部）郵送又は持参すること（「大学入学者選抜実施要項」の遵守状況の根拠資料は1部）。



- ・両面印刷・穴あけしたものを、着脱可能なクリップ等でまとめること。
- ・郵送は簡易書留、配達証明が出来る方法で送付すること。
- ・封筒の表書きに朱書きで「平成31年度 大学入学者選抜改革推進委託事業 企画提案書」と記載し、封筒の裏等に、事務連絡先を明記すること。

(4) 企画提案書の提出先及び問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
 文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第二係  
 TEL：03-5253-4111（内線 2495）  
 FAX：03-6734-3392  
 E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

(5) 企画提案書の提出期限

平成31年2月25日（月）18時（必着）

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。提出された企画提案書等については返却しない。また、提出期限後の企画提案書の差し替えや訂正は認めない。

**5 説明会の開催日時及び開催場所**

開催日時：平成31年2月4日（月）14時00分～15時00分

開催場所：文部科学省東館13F1会議室

説明会に参加を希望する者は、4（4）問い合わせ先へ1月31日（木）18時までにメールにて連絡すること。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「大学入学者選抜改革推進委託事業 説明会出席登録」とし、別紙1「出席登録票」に必要事項を記入し、送付すること。

なお、会場の都合により、説明会への出席については、応募単位ごとに3名までとする（代表大学等及び連携大学等を一応募単位とし、その中から3名までの出席とする）。説明会の会場については登録があった「メールアドレス」まで連絡する。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整することがある。

**6 事業規模及び選定数**

事業規模：本事業の総予算額140,000千円

※最終的な実施内容、契約金額は、文部科学省と調整した上で決定する。

選定数：予算額の範囲内で1件を選定予定

※本企画公募は、平成31年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合もある。

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

本事業の企画提案の選定は、客観性、公正性、透明性を担保するため、外部有識者による事業委員会において、提出書類に対して審査を実施する。

### (2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

### (3) 選定結果の通知及び公表

選定終了後、代表大学等に選定結果を通知する。また、選定された代表大学等については、大学名等を公表する。

## 8 誓約書の提出等

- 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。
- 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

## 9 契約締結

文部科学省は、上記7により選定された事業を実施する代表機関と委託契約を締結する。なお、選定後から委託契約締結までの間に、企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書で提示した金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

## 10 スケジュール

- ① 公募開始：平成31年1月25日（金）
- ② 説明会：平成31年2月 4日（月）
- ③ 公募締切：平成31年2月25日（月）
- ④ 審査：平成31年2月下旬
- ⑤ 契約締結：平成31年4月1日（月）（予定）

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意

してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

## 1 1 その他

- 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
  - 公正な選定を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は選定対象外とする。応募時には十分注意すること。
    - ① 「4 提出種類の作成・提出方法等」に定める書式と異なる場合
    - ② 応募資格がない場合
    - ③ その他、企画提案書に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合
- [契約締結に当たり必要となる書類]
- 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしくお願いいたします。
- なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。
- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
  - ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
  - ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
  - ・ 銀行振込依頼書
- 平成 31 年 5 月以降の元号については、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記している。